

選挙細則

A 投票の方法

1. 投票は所定の用紙（大封筒・小封筒・投票用紙）を用い、郵送による。
2. 投票用紙を小封筒に入れて密封する。
3. 投票用紙および小封筒には投票者の住所・姓名等を記入しない。
4. 小封筒を大封筒に入れて密封する。
5. 大封筒に投票者の住所・姓名を記入する。

B 投票が無効になる場合

1. 大封筒を開封する前に無効になる場合
 - a) 郵送によらない場合
 - b) 所定の大封筒を用いない場合
 - c) 大封筒に投票者の住所・姓名を記入しない場合
 - d) 締め切り日を過ぎた消印のある場合
 - e) 投票者が選挙権を有しない場合（注）
2. 小封筒を開封する前に無効になる場合
 - a) 小封筒に姓名、「~~メ~~」、「封」等を記入した場合
 - b) 小封筒をホッチキス、セロテープ等の目印となるもので封じた場合
 - c) 小封筒を密封していない場合
 - d) 投票用紙が小封筒に封入されていず、直接大封筒に封入されている場合
 - e) 小封筒を2通以上一括して郵送した場合
3. 小封筒を開封した後に無効になる場合
 - 3.1 全部が無効になる場合
 - a) 所定の投票用紙を用いない場合
 - b) 投票用紙を2部以上一括して小封筒に封入した場合
 - c) 投票用紙を破損したり、ミシンの線から切り離したりした場合
 - d) 投票用紙の欄外に何らかの記載または押印等のある場合
 - e) 定数を超える姓名を連記した場合
 - 3.2 一部が無効になる場合
 - f) 欄外に姓名以外の事項（「氏」、「先生」等）を記入した場合は、その欄に限り無効。ただし、同姓同名の場合は、m項を参照。
 - g) 同一人の姓名を連記した場合は、そのうちの1名のみ有効。なおf項、m項を参照。
 - h) 名簿に記載されていない姓名を記入した場合は、その欄に限り無効。
 - i) 選挙管理委員会で文字が判読できない場合
 - j) 被選挙権を有しない者（注）の姓名を記入した場合
 - k) 姓名のうち名のみ記入した場合

ただし、次の場合は、疑義のない得票数による按分比例によって有効になる。

- 1) 姓のみで弁別、同定化できない場合
- m) 同姓同名の場合で、住所または所属機関の記入がなくて弁別、同定化ができない場合

C 開票後の措置

1. 同数得票者が生じた場合の抽選は2つのサイコロを用いる。
2. 会長、編集委員長、会計監査委員の選挙結果の発表は、次点者、次々点者までとし、得票数を公表する。評議員の選挙結果の発表は、当選者名のみとし、各地区別に五十音順とする。
3. 評議員は、地区単位で定数に達しない場合は欠員とする。評議員当選者が辞退した場合も同じ。編集委員長の当選者が辞退した場合は、次点者を以てこれに当てる。
4. 投票者照合台帳、投票用紙、投票に用いられた大封筒（通し番号順に整理）は、次回の選挙まで保存し、原則として公開とする。

D 選挙管理上の事務的注意

1. 投票用紙は会長用、編集委員長用、会計監査委員用および評議員用を別紙とし、かつ、色をかえる。
2. 会計監査委員用および評議員用の投票用紙は、1名ずつ切り離せるようにミシンを入れる。なお、契印・検印はしない。
3. 小封筒と大封筒は透けて見えないような紙質のものを選ぶ。
4. 大封筒に日本語学会選挙管理委員会の宛名、「投票用紙在中」、「切手貼付」の文字を印刷する。
5. 会員に投票用紙と選挙人名簿を送る時、次のことを知らせる。
 - a) 各地区の評議員定数
 - b) 同一会員を会長、編集委員長、会計監査委員および評議員の4者の候補者として投票することができる。
 - c) 評議員候補の割当地区は、当年度10月末日現在の会員原簿の住所による。
 - d) ○年○月○日までに投函する。（当日消印のものは有効）
 - e) 「会則 第4章 役員の兼任」、「選挙細則A. 投票の方法、B. 投票が無効になる場合」を同封する。

注

選挙権・被選挙権を有しないのは下記の者である。

1. 個人以外の会員
2. 外国在住の会員（当年度10月末日現在の会員原簿の住所による）
3. 学生会員
4. 当年度の会費をその年度の10月末日までに完納していない個人会員。ただし事務局は会費未納者に対し、未納額をその年度の9月中に通知するものとする。

(2001年11月17日修正案可決。)

(2004年6月19日修正案可決。)

(2008年6月21日修正案可決。)

(2009年6月20日修正案可決。)

(2011年11月26日修正案可決。)